



# 鳥取県公報

平成18年7月14日(金)  
号外第111号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

監査公告 監査結果の公表(7) ..... 1

## 監 査 委 員 公 告

### 鳥取県監査委員公告第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定による措置請求について、同条第4項の規定による監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

平成18年7月14日

鳥取県監査委員 石 差 英 旺  
鳥取県監査委員 井 上 耐 子

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の請求

##### (1) 請求人

鳥取市卯垣二丁目123 田中 勇  
鳥取市相生町四丁目301-8 山口 健吾

##### (2) 請求のあった日

平成18年5月15日

### 第2 請求の要旨

法第242条の規定に基づく住民監査請求の対象は、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は違法若しくは不当に財務会計上の行為を怠る事実であるため、措置請求書及び添付されている事実証明書の内容並びに請求人から提出された陳述に代わる書面から請求の要旨を次のように解した。

#### 1 請求人の主張要旨

(1) 平成16年度における鳥取県議会議員(以下「議員」という。)3名(廣江式、小谷茂及び長岡和好)の政務調査費について、次のとおりその用途に疑問のあるものが見られる。

ア 証拠書類(領収書、参加証明書等)のないもの

イ 領収書に記載された金額が、政務調査費出納簿又は政務調査費使用明細に記載された金額に一致しないもの(宿泊費、交通費等)

ウ 土産代、飲食代(特別職の職員の旅費等に関する条例(昭和27年鳥取県条例第41号。以下「特別職旅費条例」という。)に定められた食卓料を超える金額)、化粧品又は薬用品と思われる商品の購入費並びに電話代及びガソリン代における私用と公用の区分。

エ 人件費及び事務所費に関して雇用契約、賃貸契約等の証明書類がなく、又は人件費に関して勤務実態

についての証拠書類がないもの。

オ 政務調査費300万円の7割強の227万円を議員本人が理事長をしている医療法人に支払っていたにもかかわらず、議員とこの法人との間の契約等（人を使う契約、事務所を借りる契約、自動車を使う契約、これらの対価を支払う契約等）を証明する証拠書類がないこと。

- (2) 3名の議員は、政務調査費の使途として不適正なものについては、県に返還する義務がある。
- (3) 平成16年度の政務調査費については、鳥取県政務調査費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号。以下「交付条例」という。）の規定に基づき代表監査委員が調査を行い、その結果を知事に報告したところであるが、証拠書類にならないものを監査委員に提出し、それを監査委員が見逃している実態はゆゆしき事態であり、監査委員のチェックがなされていないことをよく表している。（平成18年5月25日付けの請求人提出書面）
- (4) 県は、支出された政務調査費について、使途の不適正なものを返還させるべきであるにもかかわらず、これを怠っている。

## 2 措置請求

知事及び議長に対し、次の措置をとることを勧告するよう請求する。

- (1) すべての議員について、再度、政務調査費の使途を調査（当該使途が鳥取県政務調査費交付条例施行規則（平成16年鳥取県規則第58号。以下「交付条例施行規則」という。）に定める使途基準に合致するか否かの調査を含む。）し、収支報告書の写しと証拠書類の写しとの突合せを行う等して、使途等が不適正な政務調査費を県に返還させること。
- (2) (1)のほか、政務調査費に係る監査のあり方を改善し（平成18年5月25日付けの請求人提出書面）、議員による政務調査費の不当な支出を是正させる措置をとること。

## 第3 請求の受理

### 1 受理

監査委員は、次の理由により、本件請求を、精算額の確定に伴う政務調査費の返還請求を怠る事実に対する住民監査請求として、法第242条に規定する請求の要件を具備しているものと認め、平成18年5月19日に受理した。

### 2 理由

本件請求のあった日は、県が政務調査費の精算額を確定した日から1年を経過しておらず、精算額の確定に伴う返還請求を怠る事実については、住民監査請求の対象となるものである。

なお、請求人は、当該政務調査費の支出は、本件請求より1年以上前に行われたものであるが、平成18年2月21日に代表監査委員が知事に対して行った平成16年度政務調査費調査結果報告に関する翌22日の新聞報道により事実を知り得たものであり、本監査請求が1年以上経過してなされたことには正当な理由がある旨主張する。

しかし、遅くとも平成17年5月15日にはすべての議員が平成16年度政務調査費の証拠書類等を代表監査委員に提出し、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「公開条例」という。）に基づく開示請求が可能となっていることから、県民が相当な注意力をもって調査を行えば、客観的にみて当該政務調査費の使途を知ることができたものであり、請求人の主張には理由がない。

## 第4 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述等

法第242条第6項の規定により、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から陳述に代わる提出の書面の提出がなされ、平成18年5月25日付けでこれを受理した。

### 2 監査対象事項

措置請求書に記載されている事項及び請求人から提出された陳述に代わる書面の内容を勘案し、平成16年度において議員に交付された政務調査費の使途に係る次の事項とした。

- (1) 総括的な事項

ア 政務調査費の使途は、法第100条第13項に規定する議会の議員の調査研究に資するために必要な経費として、社会通念上妥当な内容となっているか。

イ 政務調査費は、すべての議員に配布されている次の文書に定めるところに従って支出されているか。

(ア) 政務調査費の使途に係わるガイドライン (以下「ガイドライン」という。)

(イ) 政務調査活動の交通費・宿泊費等における証拠書類の取扱いについて (以下「旅費の証拠書類の取扱い」という。)

(ウ) 政務調査費の使途について

(エ) 出納簿等の整備について

ウ 政務調査費の使途が、公費で費用弁償される滞在費、前泊旅費、出張旅費又は議長交際費の使途と重複していないか。

## (2) 個別的な事項

ア 政務調査活動とその他の議員活動等との経費あん分は妥当であるか。

イ 証拠書類の提出が適正に行われているか。

ウ 支出目的、内容は妥当か。

エ 車両の減価償却費への充当は適切か。

オ 不適正な使途への支出はないか。

## 3 監査対象機関

鳥取県議会 (以下「議会」という。)

## 4 監査実施期間

平成18年5月19日から平成18年7月10日まで

## 5 監査の実施方法

### (1) 議会事務局の監査

平成16年度政務調査費に係る支出及び精算の処理状況、平成16年6月7日の各会派の代表者会議で決定された2の(1)のイに掲げる「ガイドライン」等の議会事務局から議員への周知状況等を聴取するとともに、関係書類の写しを徴取した。

### (2) 関係人の調査

本件請求の監査に当たっては、議員から証拠書類の提出を受け、それをもとに支出内容等の確認をすることが必要不可欠であることから、法第199条第8項の規定に基づき議員38名全員に対し、次の方法による調査を行った。

ア 政務調査費の支出に係る領収書等の証拠書類の写しの提出又は証拠書類の写しの提出に代えて交付条例に基づき既に議員から代表監査委員に提出されている証拠書類の写しを本件請求に係る監査に使用することへの承諾を求め、すべての議員から使用の承諾のあった証拠書類の写しの内容を確認した。

イ アの結果、支出の目的又は内容が不明なものについて、書面による調査を数次にわたって行い、さらに必要に応じて面接による聴き取りを行った。

## 6 監査の執行者

監査委員 石 差 英 旺

監査委員 井 上 耐 子

なお、代表監査委員である監査委員石差英旺は、交付条例第8条の規定に基づく政務調査費の使用の状況に係る調査を行っている。法第199条の2の規定により、監査委員は、自己の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができないとされているが、そもそも法第242条の規定に基づく住民監査請求としてなされた本件請求における監査の対象は、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は違法若しくは不当に財務会計上の行為を怠る事実であって、政務調査費調査事務の執行そのものではないため、石差英旺及び井上耐子の2名の監査委員による監査を執行したものである。

## 7 監査委員の除斥

本件請求に係る事件が議員の政務調査費の使途に関するものであるため、議員である監査委員上村忠史及び監査委員福間裕隆は、法第199条の2の規定に基づき監査に加わらなかった。

## 第5 監査の結果

### 1 事実

調査の結果、次の事実が認められた。

- (1) 政務調査費は、すべての議員に対し、毎年度300万円（四半期ごとに75万円）交付されている。（交付条例第3条）
- (2) 議員は、年度終了後30日以内に政務調査費を充てた支出について、調査研究費等の9の項目別にその金額及び主な内訳を記載した収支報告書（出納簿、領収書の写し等の証拠書類の添付は不要とされている。）を議長に提出する。（交付条例第5条第1項）
- (3) 議会事務局において、議長に提出された収支報告書に基づいて交付額の精算を行う。（交付条例第5条第2項）
- (4) 平成16年度政務調査費から、議員は、収支報告書を議長に提出後14日以内に収支報告書の写し及び証拠書類の写し（領収書の写し等）を代表監査委員に提出している。（交付条例第8条第1項）
- (5) 代表監査委員は、提出された収支報告書の写し及び証拠書類の写しにより政務調査費の使用の状況を調査している。（交付条例第8条第2項）

同調査は、交付条例に基づくものであり、法に基づく監査ではない。

なお、同調査は、代表監査委員が特別調査員（財政課長その他の総務部の職員）を任命し、その補助を受けて行っている。（交付条例施行規則第3条）

- (6) 代表監査委員は、政務調査費に係る調査結果を知事に報告している。（交付条例第9条）
- (7) 平成16年度政務調査費に係る調査結果の要旨は、「証拠書類の提出は適正になされていた。しかしながら、収支報告書の内容と証拠書類が適合しているか、政務調査費の使途が適正かどうか、という点については、現行の証拠書類の提出だけでは、出納簿の提出が義務付けられていないこと、証拠書類の内容又は政務調査費の使用目的の記載が義務付けられていないこと、国外及び県外での政務調査活動において、調査先や調査内容等の記載が義務付けられていないことから十分に調査できる状況になかった。」というものであった。

### 2 監査の結果及び意見

- (1) 政務調査活動とその他の議員活動等との経費あん分は妥当であるか。

#### ア 監査の結果

政務調査活動とその他の議員活動等にそれぞれ必要と思われる経費（以下「共通経費」という。）について、「ガイドライン」では、「実際の活動において、政務調査活動と他の議員活動が渾然一体となっている場合には、実績等を考慮のうえ経費を按分し、政務調査費分のみを支出することが必要である。」と記載されている。

提出された証拠書類の写しにより監査委員が確認した主な共通経費のあん分の状況は、次のとおりであり、その全額を政務調査費から支出している事例が多く見受けられた。

(単位：人)

| 区 分         | 政務調査費として支出した議員の人数 | あん分率に係る分布 |                |                 |             | 定額<br>(一部負担を含む。) |
|-------------|-------------------|-----------|----------------|-----------------|-------------|------------------|
|             |                   | 50%未満     | 50%以上<br>80%未満 | 80%以上<br>100%未満 | 100%<br>(注) |                  |
| 事務所の借上に係る経費 | 16                |           | 1              | 2               | 12          | 1                |

|                       |      |    |    |    |    |    |   |
|-----------------------|------|----|----|----|----|----|---|
| 定期的雇用補助職員に係る経費        | 37   |    |    | 1  | 33 | 3  |   |
| 議員の活動報告等の印刷に係る経費      | 16   |    | 2  |    | 14 |    |   |
| 車両の燃料費                | 35   | 3  | 16 | 4  | 7  | 5  |   |
| ホームページ作成等インターネット関連の経費 | 8    |    |    |    | 7  | 1  |   |
| 電話に係る経費               | 固定電話 | 32 | 2  | 8  | 6  | 13 | 3 |
|                       | 携帯電話 | 31 |    | 14 | 4  | 12 | 1 |
| その他（複写機等のリース料）        | 11   |    | 2  | 2  | 5  | 2  |   |

(注) 「100%」の欄の数は、提出された領収書の写し等の記載内容をもとに、監査委員が100パーセントと判断したものの数である。この数には、あん分されていない金額が記載された領収書の写し等に係る経費について、監査委員が、関係人調査における質問表にあん分率を100%と記載した上で、当該記載された金額の考え方を質問した結果、「初めから他の経費を差し引いた額を計上している。」、「初めから領収書を分けているので結果的に100パーセントになっている。」等の回答が得られたものを含んでいる。

なお、関係人調査において、共通経費のあん分の考え方について質問し、すべての議員から「支出計上分については、すべて政務調査活動に係るものであると判断している。」という回答を得ている。

#### イ 意見

共通経費については、社会通念上政務調査活動とその他の議員活動等が渾然一体となっている場合があることから、あん分により支出するという考え方は適当と思われる。

議員の活動は個々で異なることから一律の割合を示すことは困難と思われるが、監査結果から考えれば、あん分についてのある程度の基本的な考え方を定めておくことが必要であると思われる。

については、議会は、共通経費について、実態を踏まえたあん分に係る基本的な考え方を検討されたい。また、その際には、県民の理解が得られるよう、一定の上限を定めることも検討されたい。

議員においては、自らの経費のあん分率等の考え方について明確かつ合理的な説明ができるようにされたい。

#### (2) 証拠書類の提出が適正に行われているか。

収支報告書の写しとすべての議員から提出された出納簿、領収書等の証拠書類の写しを照合し、及び確認した結果、次のような状況が見受けられた。

##### ア 出納簿について

###### (ア) 監査の結果

「出納簿等の整備について」によると、出納簿については、各議員は出納簿を作成することとされているが、代表監査委員への提出義務がないため、代表監査委員に対し、交付条例第8条に規定する証拠書類として出納簿の写しを提出していた議員は12名（全議員の32パーセント）と少なかった。

一方、出納簿の写しが提出されていない議員については、本件監査においても、提出されている領収書の写しが収支報告書のどの項目に当たるのかが明らかでないため、収支報告書との照合、確認作業に困難を極めた事例が数多くあった。

###### (イ) 意見

出納簿は、金銭の経理を適正に行う上で必要不可欠な帳簿であり、また、各議員が政務調査費の用途について説明責任を果たす上で重要な帳簿でもある。

領収書の写しの提出のみでは、収支報告書の内容と領収書等の証拠書類の照合及び用途の確認を十分に行うことは困難である。

については、議会は、各議員が交付条例施行規則第2条に掲げる表の区分別（調査研究費等の項目別）に目的、内容を記載した出納簿を作成するとともに、それを領収書の写し等の証拠書類と併せて提出することを義務付けられたい。

##### イ 領収書等の整備について



## (ア) 監査の結果

すべての議員から提出された領収書の写し等について監査した結果、領収書の写しが提出できない場合には、議員本人による事実証明書類が概ね提出されていた。

領収書の写し等の中には、次のとおり、議員本人の日程表や項目別の仕訳表、目的や内容が付記された領収書、旅行の報告書類等の書類が誰が見ても分かりやすいように整備されているものも見受けられた。

(単位：人)

| 区 分   | 領収書の写しの整理方法  |            | 領収書の写し以外の書類の提出 |                |                         |                |
|-------|--------------|------------|----------------|----------------|-------------------------|----------------|
|       | 目的、内容<br>の付記 | 項目別で整<br>理 | 議員の日程<br>表の提出  | 項目別の仕<br>訳表の提出 | 旅行報告書<br>(県外・国<br>外)の提出 | 補助職員出<br>勤表の提出 |
| 議 員 数 | 4            | 7          | 3              | 1              | 4                       | 1              |

しかしながら、17名の議員については、内容が付記されていない領収書の写しの提出が多く、出納簿の写しも提出されていないため、監査の過程において、提出されている領収書の写しが収支報告書のどの項目に該当するのかが分からず、照合、確認作業に困難を極めた事例が数多くあった。

## (イ) 意見

領収書の写し(本人による事実証明書類を含む。)は、政務調査費が充当された支出の存在を明白にする上で必要不可欠な書類である。

については、議会は、領収書の写しにより支出の目的及び内容が明確になるよう、その整備方法(項目別の整理、領収書への目的・内容の付記など)について検討されたい。

## ウ 収支報告書の金額と領収書との不一致について

## (ア) 監査の結果

収支報告書の写しについて、すべての議員から提出された領収書の写しに基づき監査した結果、ア及びイの状況に加え、収支報告書の写しに記載された金額と領収書の写しに記載された金額の不一致、領収書の写しがないもの等不適正な状況が見受けられた。

また、次のとおり、領収書の写しの文字が薄くて記載内容が確認できないもの、出納簿の写しに記載された金額と領収書の写しに記載された金額との不一致が見受けられた。

(単位：人、件)

| 区 分   | 領収書の写し<br>との不一致 | 領収書の写し<br>の不足 | 領収書の写し<br>が不鮮明 | 出納簿の写し<br>と領収書写し<br>との不一致 | 計      |
|-------|-----------------|---------------|----------------|---------------------------|--------|
| 議 員 数 | 7               | 9             | 2              | 6                         | (注) 17 |
| 件 数   | 7               | 20            | 12             | 7                         | 46     |

(注) 「議員数の計」の欄の数値は、議員の実数である。

このため、関係人調査において、該当する議員に対して、不一致に関する説明を求めるとともに、不足している領収書の写し等の提出を求めた。

その結果、8名の議員から、「収支報告書への計上誤りである。」、「領収書が不明である。」といった理由により「政務調査費から除外されてもやむを得ない。」との回答があった(除外の内訳：議員8名、13件、315,283円)。

また、領収書の写しが不足していた9名の議員からは、後日領収書の写し等が提出され確認ができた。

なお、収支報告書に記載された収支報告額を超えた領収書の写し等が添付されている事例が見受け

られたが、これについては、収支報告額以上の支出額であることを考慮し、議員への確認を省略した。

(イ) 意見

領収書等の証拠書類は、収支報告書の金額を裏付けるための重要なものであり、それぞれの合計金額が合致することが基本である。

については、議員は、収支報告書の作成に当たっては、出納簿や領収書等の証拠書類との照合、確認を十分に行われたい。

(3) 支出目的、内容は妥当か。

すべての議員から提出された収支報告書の写し及び証拠書類の写しを監査した結果、次のとおり、支出目的、内容等が不明なものが見受けられた。

(単位：人、件)

| 区 分   | ア 旅行<br>の目的、<br>内容等 | イ 補助<br>職員の勤<br>務状況 | ウ 高額な食糧費          |                     | エ 高額な備品取得等         |                       |                     | オ その<br>他 (内容<br>等が不明) |
|-------|---------------------|---------------------|-------------------|---------------------|--------------------|-----------------------|---------------------|------------------------|
|       |                     |                     | 県内<br>(1万円<br>以上) | 県外<br>(1万5<br>千円以上) | 備品<br>(10万円<br>以上) | 事務用品<br>(1件1<br>万円以上) | 図書<br>(1件5<br>千円以上) |                        |
| 議 員 数 | 18                  | 34                  | 5                 | 1                   | 8                  | 2                     | 15                  | 15                     |
| 件 数   | 113                 | 40                  | 13                | 1                   | 8                  | 3                     | 28                  | 45                     |

(注) 「高額な食糧費」は1人当たりの支出金額が1万円(県内)又は1万5千円(県外)と思われるものの数であり、「事務用品」及び「図書」の欄の1件とは、1回当たりの支出額である。

このため、関係人調査において、該当する議員に対して、支出目的又は内容が不明なものについて確認した。

ア 県外・国外への旅行について

(ア) 監査の結果

政務調査活動に係る旅行経費の支出については、「旅費の証拠書類の取扱い」において、「個々の領収書を整備することが煩雑な場合があることから、証拠書類は、交通費、宿泊費等に係る領収書を整備する。又は、調査内容、目的地、交通手段等を収支報告書又は出納簿に記載する(この場合の支出額は旅費規程に準じて算定した額とする。)。さらに、「 」及び「 」の併用も可能とする。」とされている。

しかし、表のアの欄のとおり、収支報告書の写し、領収書の写し等の証拠書類に県外又は国外への旅行の目的又は内容が明記されておらず、旅行経費の計上のみにとどまっているものが見受けられた。

このため、該当する議員へ旅行目的等について確認し、得られた回答の内容は、すべての旅行が政務調査活動であると判断できるものであった。

なお、旅行に要する経費については、すべての議員が「旅費の証拠書類の取扱い」に示された3通りの方法のいずれかの方法により支出していた。

(イ) 意見

政務調査活動に係る旅行の内、県内におけるものは日常的に行われていることから、その都度証拠書類に目的及び内容を明記することは、必ずしも必要であるとは思われない。

しかし、少なくとも県外旅行及び国外旅行については、目的及び内容を明確にすることが必要である。

については、県外及び国外への旅行については、政務調査活動であることを確認できるようにするため、議員が調査先、調査の目的、内容等を記載した報告書類を作成し、証拠書類として提出することについて制度化されたい。

イ 補助職員人件費の支出について

(ア) 監査の結果

補助職員人件費の支出については、表のイの欄のとおり、領収書の写し又は議員本人による事実証明書類のみが提出され、そのほとんどにおいて、支出の根拠となる出勤日数、勤務時間等の勤務の実態が判断できる記載がなく、又は書類の提出がなかった。

このため、該当する議員に平均的な勤務日数、勤務時間などを確認し、得られた回答は、雇用の実態があると判断できるものであった。

(イ) 意見

補助職員人件費の支出については、議員の政務調査活動の補助業務の対価として見合うものでなければならない。

については、議会は、議員が出勤日数、勤務時間等の勤務の実態が明確になる証拠書類を提出することを制度化されたい。

ウ 高額な食糧費の支出について

(ア) 監査の結果

食糧費の支出については、1人当たりの支出額としては高額であると思われる次に掲げるものの目的及び内容について該当する議員に確認した。(表のウの欄参照)

県内での1人当たりの支出額が1万円以上のもの

県外での1人当たりの支出額が1万5千円以上のもの

(いずれも人数不明の場合を含む。)

確認の結果、高額な食糧費を支出していた議員のうち1名から、「これを政務調査費から除外したい。」との申し出があった(除外の内訳:議員1名、1件、59,274円)。

また、その他の議員から得られた回答は、当該支出の内容が政務調査活動に係るものであると判断できるものであった。

なお、領収書の写しを確認したところ、議員同士の飲食と思われる内容のものが政務調査費として支出されている状況も見受けられた。

(イ) 意見

食糧費については、議員の判断により政務調査活動の経費として支出されているものであるが、例えば、議員同士の飲食は内容をよく検討して支出する、1回当たり及び1人当たりの支出の上限額を設定する等、ある程度の制限を設けることが必要と考える。

については、議会は、社会通念上妥当と認められる食糧費の考え方について検討されたい。

エ 高額な備品、事務用品及び図書に係る支出について

(ア) 監査の結果

備品、事務用品及び図書に係る支出については、目的又は内容が不明であり、その支出額が一般的に高額であると思われる次のものについて、支出目的及び内容を該当する議員に確認した。(表のエの欄参照)

備品 取得価格が10万円以上のもの

事務用品 1件の支出額が1万円以上のもの

図書 1件の支出額が5千円以上のもの

確認の結果、すべての議員から得られた回答の内容は、政務調査費で取得した高額な備品、事務用品及び図書は、政務調査活動に使用されていると判断できるものであった。

(イ) 意見

支出の目的、内容等が明確にされていないものは、県民の理解を得難いものであるため、議員は、出納簿又は領収書において目的及び内容を明確に記載されたい。

オ 内容が不明な支出について

(ア) 監査の結果

領収書の写しは提出されているものの、その内容が不明である支出(収支報告書の写しその他の証



抛書類の写しから内容が判断できないもの) について該当する議員へ確認した。(表のオの欄参照)  
 確認の結果、すべての議員から得られた回答は、当該支出の内容が政務調査活動に係るものであると判断できるものであった。

(イ) 意見

支出の内容が明確にされていないものは、県民の理解を得難いものであるため、各議員は、出納簿又は領収書において内容を明確に記載されたい。

(4) 車両の減価償却費への充当は適切か。

ア 監査の結果

車両の減価償却費については、「ガイドライン」では、「政務調査活動に使用する範囲内において充当することは可能である。」と記載されている。

これを受けて、14名の議員が車両の減価償却費に政務調査費を充当していたが、減価償却費の額の算出方法が統一されていなかった。

イ 意見

減価償却費は、企業では一般的に費用として計上しているところであるが、これは、資産を取得した時の支出費用(現金の支出がある。)を、後年度において毎年度の費用として分割計上(現金の支出はない。)しているものである。

このような経費を政務調査費として充当することは、車両という個人資産の取得に対して支出することになると考えられるため、充当には疑問が残る。

については、今後の車両の減価償却費への政務調査費の充当について、全国都道府県議会議長会から平成13年10月16日付けで出されている「政務調査費の使途の基本的な考え方」を参考にすることで再検討されたい。

(5) 不適正な使途の支出はないか。

ア 対象外経費の支出について

(ア) 監査の結果

すべての議員から提出された証拠書類の写し及び収支報告書の写しを監査した結果、次のとおり、「政務調査費の使途について」で使途の対象外とされている慶弔費、個人会費等の政務調査活動ではないものへの不適正な支出が確認された。

これについては、8名の議員から、「これを政務調査費から除外されてもやむを得ない。」との回答があった(除外の内訳: 議員8名、12件、348,879円)。

(単位: 人、件、円)

| 区 分               | 議員数   | 件数 | 支出金額    |
|-------------------|-------|----|---------|
| レタックス料金、年賀状購入・印刷代 | 5     | 6  | 187,316 |
| 個人会費              | 1     | 3  | 58,000  |
| その他の対象外経費         | 3     | 3  | 103,563 |
| 計                 | (注) 8 | 12 | 348,879 |

(注)「議員数の計」の欄の数値は、議員の実数である。

(イ) 意見

議会事務局は、慶弔費等の対象外経費が今後政務調査費から支出されることのないよう、政務調査費の対象外経費について再度説明する等して、すべての議員に徹底されたい。

イ 議会事務局から支出された滞在費等と政務調査活動に係る宿泊費等との使途の重複について

(ア) 監査の結果

議会事務局から議員に支出される経費としては、議会の会期中や常任委員会開催時に支払われる滞在費(この経費には当日の移動経費、日当、宿泊費を含む。)及び議員が議会用務の前日に宿泊する

場合に支払われる前泊旅費並びに常任委員会の視察等の場合に支払われる出張旅費がある。

提出された領収書の写し等の確認及び関係人調査の結果、議員が政務調査費として支出している「宿泊費」、「交通費」、「日当」及び「宿泊に伴う駐車料金」に滞在費等と使途が重複する不適正な支出が確認された。

これについては、15名の議員から、「政務調査費から除外されてもやむを得ない。」との回答があった（除外の内訳：議員15名、78件、446,613円）。

なお、該当する議員に対し、面接による聞き取りを行った際に、「滞在費についての詳しい説明を受けていなかった。」、「滞在費の中に当日の宿泊費が含まれていたとは知らなかった。」との発言があった。

(単位：人、件、円)

| 区 分                    | 議員数    | 件数 | 支出金額    |
|------------------------|--------|----|---------|
| 議会滞在費と政務調査宿泊費等との重複     | 10     | 66 | 217,476 |
| 議公用務の出張旅費と政務調査宿泊費等との重複 | 8      | 12 | 229,137 |
| 計                      | (注) 15 | 78 | 446,613 |

(注) 「議員数の計」の欄の数値は、議員の実数である。

(イ) 意見

議会事務局は、特に滞在費（平成17年度から応招旅費として改定されている。）の考え方をすべての議員へ再度説明する等、応招旅費や出張旅費等が政務調査の宿泊費等と重複して支出されることのないよう徹底されたい。

ウ 過年度に支出した経費について

(ア) 監査の結果

提出された証拠書類の確認及び関係人調査の結果、平成16年度の政務調査費に該当しない過年度（平成15年度）の経費を計上する不適正な使途の記載が確認された。

これについては、2名の議員から、「政務調査費に計上するべきものではなかった。」との回答があった（除外の内訳：議員2名、4件、30,596円）。

(単位：人、件、円)

| 区 分        | 議員数 | 件数 | 支出金額   |
|------------|-----|----|--------|
| 燃料代、会費、郵券代 | 2   | 4  | 30,596 |

(イ) 意見

議員は、領収書の日付や内容を確認して、過年度に支出した経費を計上することのないようにされたい。

(6) 平成16年度の廣江式県議会議員政務調査費収支報告書について

ア 東京への航空運賃及び県外旅行等の宿泊費について

(ア) 請求人の主張要旨

米子から東京への出張に係る航空運賃が4回とも同一金額（47,900円）なのはおかしい。

県外での宿泊費が2回とも同一金額（14,800円）なのはおかしい。

県内（鳥取市）の宿泊費（13,300円）が高額すぎる。

(イ) 監査の結果

監査の結果、「旅費の証拠書類の取扱い」において、「個々の領収書を整備することが煩雑な場合があることから、証拠書類は、交通費、宿泊費等に係る領収書を整備する。又は、調査内容、目的地、交通手段などを収支報告書や出納簿に記載する（この場合の支出額は旅費規程に準じて算定した額とする。）。さらに、「 」及び「 」の併用も可能とする。」とされている。また、議会では、

「 」を適用して政務調査費を支出する場合の支出額の基本となる資料として「都市別旅費早見表」を作成し、すべての議員に配布している。

(ア)の の航空運賃が「旅費の証拠書類の取扱い」に基づいて支出されたものであり、かつ、支出額が「都市別旅費早見表」に記載されている額の範囲内であったため、これらの支出には問題がないと判断した。

また、県外及び県内における宿泊費の額については、「旅費の証拠書類の取扱い」に基づいて支出され、支出額も特別職旅費条例の規定により議員が旅行した場合に支給される額と同額であったため、これが高額で不当な支出に当たるとはいえないと判断した。

#### イ 県外への旅行に係る証拠書類について

##### (ア) 請求人の主張要旨

県外出張については、交通費、宿泊費の証拠書類の写しを提出すべきであるが、これが提出されていない次の6件の出張に政務調査費を充てているのは問題である。

三重県及び京都府への出張（平成16年4月5日から同月6日まで）

東京都への出張（平成16年4月20日）

東京都への出張（平成16年11月8日から同月9日まで）

三重県四日市市への出張（平成17年1月17日から同月18日まで）

東京都への出張（平成17年2月16日）

東京都への出張（平成17年2月17日）

##### (イ) 監査の結果

監査の結果、これらの旅行については、交通費及び宿泊費の領収書の写し等の証拠書類の写しは提出されていないものの、旅行目的、旅行先等が、既に証拠書類として提出されている出納簿の写し及び政務調査費使用明細（議員の日程表）の写しに記載されていた。

この支出については、「旅費の証拠書類の取扱い」の「 」により取り扱われているものであり、必ずしも内容が不明確とはいえないものであるため、これらの支出には問題がないと判断した。

#### ウ 三重県及び京都府への旅行に要した経費について

##### (ア) 請求人の主張要旨

三重県及び京都府への出張（平成16年4月5日から同月6日まで）には、次の問題点がある。

J Rの領収書（34,720円）には疑問がある。

出張の食糧費（夕食代、朝食代、昼食代）の支出（合計59,274円）は高額である。

2か所の訪問にもかかわらず、土産代が1個だけなのは疑問がある。

##### (イ) 監査の結果

監査し、必要に応じて議員へ確認し、又は判断した結果は次のとおりである。

領収書は、米子から京都までのJ Rの往復運賃のものであった。

また、この支出額は、「旅費の証拠書類の取扱い」の添付資料である「都市別旅費早見表」に記載されている米子から京都までの往復のJ R運賃額と同額であり、問題はない。

高額な食糧費の支出理由について、議員から、「これを政務調査費から除外したい。」との申し出があり、これを認めた（1件、59,274円）。

土産は、当該旅行の参加議員3名が共同して負担し、購入したものであり、当該議員が支出している額が1個に対するものとは断定できないため、必ずしも問題があるとはいえない。

#### エ 2日連続の東京への旅行について

##### (ア) 請求人の主張要旨

平成17年2月17日（木）に出張しているが、その前日の同月16日（水）にも東京へ出張し日帰りとなっているのは疑問である。

##### (イ) 監査の結果

議員に対し、2日連続の日帰旅行について確認し、議員から「平成17年2月17日(木)の旅行は日付の誤りであり、実際は同月7日(月)に東京へ行っている。」との回答を得て、これを認めた。

オ 証拠書類の未提出について

(ア) 請求人の主張要旨

東京への出張(平成17年2月14日)については、旅費、都内交通費の証拠書類の写しが提出されていないのに政務調査費から支出しているのは問題がある。

(イ) 監査の結果

監査の結果、当該旅行は、証拠書類の写しとして提出されている政務調査費使用明細(議員の日程表)の写しには記載されているが、出納簿の写しには記載がなく、政務調査費として支出されていないことが確認できた。したがって、この請求には理由がないと判断した。

カ 証拠書類の内容について

(ア) 請求人の主張要旨

東京出張の証拠書類として「創ろう!誇りある日本国民大会」の開催案内の写しが提出されているが、この開催案内は平成15年度のものであり、平成16年度の参加の実態について疑問がある。

(イ) 監査の結果

議員に対し、この大会への参加状況を確認し、議員から「平成16年4月20日(火)の旅行は日付の誤りであり、実際は同月18日(日)に東京へ行き、平成16年度の総会に出席している。」との回答を得た。また、当日の資料も提出されたため、この大会への参加の実態があると判断した。

キ 旅行経費の区分について

(ア) 請求人の主張要旨

平成16年11月8日(月)から同月9日(火)までの東京出張は、2つの用務のためであるが、費用を折半するのはおかしい。

(イ) 監査の結果

旅行費用の折半は、政務調査活動の内容に応じて議員の判断により行われたものである。「ガイドライン」では、「政務調査のための視察期間内にその他の用務等を含む場合には、政務調査用務の部分を明確にすることが必要である。」とされている。これは、政務調査活動とその他の活動を区分するためのものであり、一つの旅行を政務調査の目的ごとに区分することは、むしろ「ガイドライン」の趣旨に沿うものであり、問題はないと判断した。

ク 旅行の目的及び支出の経費区分について

(ア) 請求人の主張要旨

平成17年2月16日(水)の東京出張について、目的が不明な出張に政務調査費を支出するのはおかしい。

また、交付条例施行規則では、交通費は会議費として支出できないことになっているにもかかわらず、会議費として支出されているのは不当である。

(イ) 監査の結果

議員に対し、旅行の目的を確認し、議員から「これは、鳥取県自治体病院経営改善講演会の講師の要請のためである。」との回答を得て、この支出は問題ないと判断した。

なお、交通費を会議費に入れていることについては、交付条例施行規則で会議費に列挙されている経費はそれだけに限定されているものではないこと、及び当該交通費が講演会開催のための講師要請の経費であることから、旅行費用を会議費の項目で支出することが不当な支出に当たるとはいえないと判断した。

ケ 新聞購入の支出について

(ア) 請求人の主張要旨

新聞購入代金について、次のように月毎の代金が異なっているのはおかしい。

4月分から8月分までの5ヶ月分が29,040円(月平均5,808円)

9月分から3月分までの7ヶ月分が31,630円(月平均4,518円)

(イ) 監査の結果

議員に対し、新聞代金の月額支出額が異なっていることについて確認し、議員から「これは新聞を定期購読しているのではなく、必要に応じて5紙を毎月10回程度購入しているために毎月の支出額が異なっている。」との回答を得て、不当な支出に当たるとはいえないと判断した。

コ 不鮮明な領収書について

(ア) 請求人の主張要旨

領収書の写しに記載されている支出額が不鮮明で(2,271,711円なのか、それとも2,211,111円なのか)判読できない。

(イ) 監査の結果

請求の人の主張のとおり領収書の写しは不鮮明であったが、出納簿の写し及び支出内訳の書類(本人による事実証明書類)の写しから、支出額は2,271,711円であると判断した。

サ 法人の自動車の使用に係るあん分の根拠について

(ア) 請求人の主張要旨

法人の所有する自動車の使用に係る経費について、その経費の30パーセントを政務調査費から支出しているが、そのあん分の根拠が不明確である。

(イ) 監査の結果

経費のあん分について、「ガイドライン」には、「実際の活動において、政務調査活動と他の議員活動が渾然一体となっている場合には、実績等を考慮のうえ経費を按分し、政務調査費分のみを支出することが必要である。」と記載されている。

議員に対し、自動車の使用に係るあん分の考え方を確認し、議員から「この車両は議員専用の車両であり、維持運行経費の30パーセントを政務調査費から支出することは妥当と判断している。」との回答を得た。

この「ガイドライン」に記載されているあん分により支出するという考え方は適当であり、その割合は各議員の判断に委ねられているというべきであるから、30パーセントのあん分率による支出が不当な支出に当たるとはいえないと判断した。

シ 職員の勤務状況について

(ア) 請求人の主張要旨

法人の職員の人件費を支出しているが、勤務日数及び勤務時間に関する具体的な資料が証拠書類として提出されていない。

(イ) 監査の結果

議員に対し、職員人件費のあん分の考え方、職員の業務内容、勤務日数及び勤務時間を確認し、議員から「職員は運転業務、事務整理業務及び日程調整業務などに従事し、1月につき22日、1日につき8時間勤務している。また、その30パーセントを議員の政務調査活動に使用しており、この負担割合は妥当なものと判断している。」との回答を得た。

既に提出を受けている支出内訳の書類(本人の事実証明書類)の写しと議員の回答から雇用の実態があるものと認め、人件費の支出が不当な支出に当たるとはいえないと判断した。

ス 法人との事務所の賃貸契約等について

(ア) 請求人の主張要旨

法人と議員との事務所の賃貸契約、電話、文具、ファクシミリ、コピー等を使用しその代金を支払う契約並びに車を使用しそのガソリン代、点検修理代及び減価償却費等を支払う契約について、その契約に係る証拠書類の写しが提出されていない。

(イ) 監査の結果



議員に対し、事務所の賃貸契約、電話、文具、ファクシミリ、コピー等を使用しその代金を支払う契約並びに車を使用しそのガソリン代、点検修理代及び減価償却費等を支払う契約について、契約の根拠や考え方を確認し、議員から「契約書は作成していないが、それぞれが議員の事務所や車の使用に係る支出であり、その額は使用の対価として相応であると判断している。」との回答を得た。

契約については、契約書がないからといって契約自体がないとはいえず、また、それぞれの支出については、既に提出を受けている支出内訳の書類（本人の事実証明書類）の写し及びこの回答から使用の実態があるものと認め、これらが不当な支出に当たるとはいえないと判断した。

セ 議員本人が理事長である法人への政務調査費の支出について

(ア) 請求人の主張要旨

議員本人が理事長をしている法人に対し、政務調査費の7割強が支払われていることに問題があるのではないか。

(イ) 監査の結果

議員に対し、法人への政務調査費の支出の根拠（契約等）について確認し、議員から「契約書は作成していないが、支出額は使用の対価として相応であると判断している。」との回答を得た。

政務調査費の支出は、支出先の如何にかかわらず政務調査活動の実態があり、それに係る対価であれば認められるものであるため、この法人への支出に問題はないと判断した。

ソ 収支報告書と出納簿の計上項目の不一致について

(ア) 請求人の主張要旨

収支報告書と出納簿の合計額は合致しているものの、収支報告書の項目と出納簿の項目に金額が合致しないものが5項目あった。

議員の出納簿には、交付条例施行規則に定める区分には存在しない「調査活動費」（273,207円＝ガソリン代等の車に係る経費の30パーセントに相当する額）という項目がある。

収支報告書には「調査活動費」という項目の計上はないため、出納簿に記載されている「調査活動費」は収支報告書の他の項目に振り分けて記載されているものと思われるが、どのように配分されたかが不明である。

また、収支報告書は、出納簿に基づいて作成されるべきものであり、出納簿と合致しないということとは問題であり理解できない。

(イ) 監査の結果

議員に対し、調査活動費の振り分けの考え方について確認し、議員から「出納簿にある「調査活動費」は県内における車での調査活動に係るものであり、活動の状況（車の走行状況）に応じて調査研究費等の項目にあん分して振り分けている。」との回答を得た。

「ガイドライン」には、「政務調査のための視察期間内にその他の用務等を含む場合には、政務調査用務の部分を明確に区分することが必要である。」と記載されている。これは、政務調査活動とその他の活動を区分するためのものであり、このことから考えて、車の使用に係る「調査活動費」を各項目ごとに振り分けることに問題はないと判断した。

また、政務調査活動に使用した車の経費を各項目に振り分ける場合には、振り分けを年度終了後に行うことはあり得ることであり、出納簿への振り分けに係る記載の仕方が十分でなかったところはあるものの、収支報告の額に問題はないと判断した。

(7) 平成16年度の小谷茂県議会議員政務調査費収支報告書について

ア 調査研究費の支出内容について

(ア) 請求人の主張要旨

議員の収支報告書の調査研究費の項目の内訳には各町村議会傍聴となっており、出納簿には毎月ガソリン代の7割に相当する額、高速料金及び駐車料金が記載されているが、どの町村の議会に行ったのかが記載されておらず、傍聴を証明する資料も添付されていない。このような報告で政務調査費を

承認することには疑問がある。

(イ) 監査の結果

収支報告書には「主な支出の内訳」を記載することとされており、「各町村議会傍聴」と記載されていてもそれがすべてとは限らないため、議員に対し、収支報告書の調査研究費の項目に記載された内容について確認し、議員から「町村議会の傍聴のほかにも県の西部総合事務所への訪問などの活動実態がある。」との回答を得た。

議員の活動については、各町村議会傍聴以外にも県内で頻繁に行われているものと判断した。

日常的な政務調査活動に係る県内旅行にあっては、その都度証拠書類に目的若しくは内容を明記すること、又は傍聴を証する資料を提出することは、必ずしも必要であるとは思われないため、特に問題はないと判断した。

イ 事務的経費の按分について

(ア) 請求人の主張要旨

事務費として電話代の支出額の7割を政務調査費に充てているが、ファックス代、コピー用紙等については全額を政務調査費としている。これらが政務調査活動以外に使用されることはなかったのか疑問である。

(イ) 監査の結果

議員に対し、あん分の考え方について確認し、議員から「ファックス代、コピー用紙等については、平成16年度は選挙活動もないことから後援会活動は行っておらず、100パーセントが政務調査活動である。」との回答を得た。

「ガイドライン」によると、あん分の割合は各議員の判断に委ねられているというべきであり、この支出に問題はないと判断した。

ウ 「議会だより」の送付について

(ア) 請求人の主張要旨

1月の「議会だより」の送料が高額であり、その送料は葉書の購入代金が該当している。葉書による送付は不自然であり、葉書による広報は普通の政治活動との境界が曖昧であるため、これが政務調査の内容となっているかどうかのチェックが必要である。

(イ) 監査の結果

葉書での「議会だより」の送付について、議員に対して確認し、議員から証拠書類として葉書及びその印刷文の写しが提出された。

これを確認したところ、葉書には議会の活動報告等が記載されており、政務調査活動として認められる内容のものであると判断した。

エ 出納簿の金額と領収書の写しの金額との不一致について

(ア) 請求人の主張要旨

資料購入費について、出納簿に記載されている金額に対して提出されている領収書の写しの金額が不足する状況（例：4月支出10,155円に対し、領収書の写しは3,430円しか添付されていない。）がすべての月で見受けられた。

また、3月の研修費2件（25,314円及び23,104円）について、領収書の写しが提出されていない。

このように領収書が不足しているにもかかわらず、政務調査費が支出されることは問題である。

(イ) 監査の結果

監査の結果、領収書の不足及び金額の不一致が見受けられたため、議員に対して確認し、不足していたものに係る証拠書類の写しが提出された。

また、「一部に記載誤りがありこれを政務調査費から除外されても止むを得ない。」との回答を得たため、この支出を不適正なものと判断した（1件、101円）。

オ 事務補助職員人件費の支出額について

## (ア) 請求人の主張要旨

事務補助職員の人件費の支出について、次のとおり勤務時間又は勤務日数と支出金額に整合性を欠く状況が見受けられた。このような書類は、交付条例に規定する証拠書類とはいえない。

所定時間の勤務日(11日)と所定時間に満たない勤務日(2日)とも満額(1日当たり5,000円)の給料が支出されていた。

残業した時刻及び時間数が記入されていないにもかかわらず、2時間の残業をしたものとして手当(2,000円)が支出されていた。

2月分の人件費について、勤務カードの出勤日の記録が13日であるにもかかわらず、14日分の給料が支出されていた。

## (イ) 監査の結果

監査の結果、給料の支出及び時間外の勤務手当について、勤務カードへ記載された勤務状況と人件費の支出額との間に整合しない状況が見受けられたため、議員に対して確認し、次の回答を得た。

「当該職員については、出勤すれば勤務時間が所定の勤務時間より少なくとも1日当たり5,000円を支給するという雇用契約になっている。」

「当該職員の通常の勤務時間は、午前8時45分から午後3時45分までであり、残業記録のある日の時間外勤務の時間は、原則として午後3時45分から午後5時45分までの2時間である。」

「勤務カードに記録漏れがあった。記録漏れがあった日(2月27日)は、中山町の閉町式への送迎業務に従事しており、2月の出勤日は14日である。」

既に提出を受けている領収書の写し、勤務カードの写し及び議員の回答から、勤務実態と人件費の支給には整合性が図られていると判断した。

また、証拠書類については、支出内容の一部を確認すべきことがあったものの、領収書の写し及び勤務カードの写しが提出されているため、交付条例の規定に違反した証拠書類ではないと判断した。

## (8) 平成16年度の長岡和好県議会議員政務調査費収支報告書について

## ア 購入物品の用途について

## (ア) 請求人の主張要旨

政務調査費の支出とされている事務用品購入に係るレシートには、ニベア及びメンタル薬用リップの購入が見受けられた。これらの支出が、どのような理由で政務調査活動の支出として認められるのか疑問である。

## (イ) 監査の結果

監査の結果、政務調査費の対象外と思われる物品の購入が見受けられたため、議員に対し確認し、議員から「この物品は政務調査費の対象外で、除外すべきものであった。」との回答を得たため、この支出を不適正なものと判断した(1件、458円)。

## イ 不鮮明な領収書について

## (ア) 請求人の主張要旨

公開条例に基づき開示のあった収支報告書に添付されているレシートは、その多くが不鮮明であった。本当にこれですべての調査ができているのか疑問である。

## (イ) 監査の結果

監査の結果、不鮮明な領収書の写しが数多く見受けられたため、議員へ確認し、議員から支出内容の把握が可能な領収書の写しが再提出された。

再提出された領収書の写しは証拠書類となりうるものであり、政務調査費の支出額が確認できるものと判断した。

なお、他の議員についても同様の事例が見受けられたため、該当する議員に対し、領収書の写しの再提出を求め、提出を受けた。

## ウ 宿泊費の支出金額について

## (ア) 請求人の主張要旨

宿泊費は、特別職旅費条例の規定により1泊当たり13,300円が支出されている。この条例に基づく支出額に問題はないが、年間31回の宿泊については1泊当たりの実支出額が6,000円以下であり、これにより1泊当たり7千数百円の差額が公金から私金となり、年間20数万円以上の税金が私金となっているのは大きな問題である。

宿泊費の支出は、限度額範囲内の実費支給とするよう制度を改めるべきである。

## (イ) 監査の結果

宿泊費については、「旅費の証拠書類の取扱い」の「 」により取り扱われているものであり、この額を政務調査費に充当した旨が出納簿の写しに記載されているため、この宿泊費の支出が不当な支出に当たるものとはいえないと判断した。

なお、宿泊費の支出を限度額範囲内の実費支給に改めることについては、第6の2を参照されたい。

## エ 携帯電話料金及びガソリン代の支出額のおん分について

## (ア) 請求人の主張要旨

毎月の携帯電話料金の100パーセントを政務調査費に計上しているが、通常2台の携帯電話を常時携帯することは少なく、また、1度たりとも私用で携帯電話を使用していないとは考えられず、あまりにも不自然である。

さらに、毎月のガソリン代の90パーセントを政務調査費に計上しているが、税の申告の場合、90パーセントを経費として認められることはないと考えられ、政務調査費の支出として認める理由が不明である。

## (イ) 監査の結果

携帯電話料金及びガソリン代の支出に係るおん分の考え方について、議員に確認し、議員から「携帯電話料金については、自宅の固定電話の使用状況と当該携帯電話の使用状況を総合的に判断して携帯電話のみに係る支出額を政務調査費の支出とした。」との回答を得た。また、ガソリン代についても、「車を政務調査活動以外に使用しているのは3パーセントから5パーセントの範囲である。」との回答を得た。

「ガイドライン」によると、おん分の割合は各議員の判断に委ねられているというべきであり、議員の回答から、この支出に問題はないと判断した。

## オ 陳情活動に係る支出について

## (ア) 請求人の主張要旨

所属政党の幹部への陳情の経費を政務調査費（調査研究費の項目）で支出しているが、所属政党幹部との懇談については政務調査活動ではなく、政治活動であり政務調査費の使途基準を満たさないのではないかと。

## (イ) 監査の結果

「政務調査費の使途について」では、政党の党大会への出席、政党活動等は対象外とされている。

しかし、所属政党の幹部への陳情については、活動の名称にかかわらず、県民からの意見を反映するなどの政務調査活動としての実態があると考えられるため、当該支出は対象外経費とは認められず、不当な支出に当たるとはいえないと判断した。

## カ 補助職員人件費の勤務実態について

## (ア) 請求人の主張要旨

毎月定額の人件費が支出されており、その領収書も提出されているが、勤務実態及び支出額の算定根拠が不明確である。

## (イ) 監査の結果

職員の勤務日数、勤務時間及び支出額算定根拠について、議員に対して確認し、議員から「職員の業務としては、県民からの相談対応、事務連絡業務、議員の代行としての活動等の実態があり、勤務

時間も支出額以上のものである。」との回答を得た。

既に提出を受けている領収書の写し及び議員の回答から、特に問題はないものと判断した。

#### キ 食糧費の支出について

##### (ア) 請求人の主張要旨

会議及び研修に伴う飲食は政務調査費として認められる部分もあるが、それ以外の飲食（コーヒー代及びピザ代）については、証拠書類に必要性が記載されていない場合において政務調査費の支出として認められる根拠が交付条例にあるのか。個人的なものとの区別ができないのではないか。

##### (イ) 監査の結果

交付条例及び交付条例施行規則では、食糧費の支出については規定されていない。しかし、「ガイドライン」では、食糧費の支出については、「政務調査活動の範囲内で、社会通念上妥当であると認められるもの。」とされている。

議員に対し、食糧費の支出について確認し、議員から「これは県政に対する意見交換に要した費用である。」との回答を得た。

既に提出を受けている領収書の写しと議員の回答から、この支出が政務調査活動についてなされたものであり、支出額も社会通念上妥当であると認められるものと判断した。

#### ク 駐車料金の支出について

##### (ア) 請求人の主張要旨

頻繁に多くの駐車料金を計上しているが、支出の目的や内容が明確にされていない。私的利用との区別はどのように判断するのか。

##### (イ) 監査の結果

監査の結果、領収書の写しの金額が不鮮明なものがあったため、議員に対し証拠書類の再提出を求めるとともに、支出の目的及び内容について確認した。

また、一部の駐車料金について、宿泊に伴う駐車料金と思われるものがあり、このうちの44件については、議会の会期中で滞在費が支給されていることから、政務調査費から支出した場合には、用途が重複することとなるおそれがあるため、議員に対し確認した。

この結果、議員から、不鮮明であった領収書の写しが再提出された。また、議員から「駐車料金は県民相談や資料収集などに伴う支出である。」との回答を得た。議員の回答の内容から、当該駐車料金の支出は政務調査活動として認められるものと判断した。

また、用途の重複については、議員から「監査委員から確認のあった駐車料金は宿泊に伴うものであり、この日は滞在費の支給を受けていることから重複支出に当たるので、政務調査費から除外されても止むを得ない。」との回答を得たため、この支出を不適正なものと判断した（44件、30,600円）。

### 第6 勧告

#### 1 本件請求の「用途等が不適正な政務調査費を県に返還させること」について

##### (1) 監査委員の判断

政務調査費の用途についての調査結果は、別紙のとおりであり、監査の結果、本件請求に理由があると認め、用途等が不適正な政務調査費が、議員22名について、108件、1,200,645円存在していると判断した。政務調査費の返還を要する議員は、用途等が不適正な政務調査費の存在が認められた議員のうち、議長に提出した収支報告書に記載された政務調査費を充てた支出の総額から監査委員が認めた用途等が不適正な政務調査費の額を減じた額（監査委員が確認した収支報告書に記載すべきと考えられる額）が、県から交付された政務調査費の額を下回ることとなる4名であり、返還を要する政務調査費の額は、当該下回ることとなる額308,566円であると判断する。

なお、不適正な用途等の内容及び内訳の概要は、次のとおりである。

ア 議会事務局から支出された滞在費、前泊旅費及び出張旅費と政務調査活動に係る宿泊費、運賃、日当及び宿泊に伴う駐車料金との用途の重複



- イ 政務調査費の対象外とされている経費（慶弔関係経費及び政務調査活動以外の個人会費）の支出
- ウ 過年度の経費の支出
- エ その他（収支報告の記載誤り等）

(単位：人、件、円)

| 区 分             | 議 員 数  | 件 数 | 金 額       |
|-----------------|--------|-----|-----------|
| 滞在費等との用途の重複     | 14     | 78  | 446,613   |
| 政務調査費の対象外経費の支出  | 8      | 12  | 348,879   |
| 過年度の経費の支出       | 2      | 4   | 30,596    |
| その他（収支報告の記載誤り等） | 8      | 14  | 374,557   |
| 合 計             | (注) 22 | 108 | 1,200,645 |
| 上記のうち返還を要するもの   | 4      | -   | 308,566   |

(注) 1 「議員数の合計」の欄の数値は、議員の実数である。

2 「その他（収支報告の記載誤り等）」の中には、明らかに政務調査費の対象外となるべきもののほか、議員から除外する旨の申し出があったものも含む。

## (2) 勧告

鳥取県知事及び鳥取県議会議長に対し、用途等が不適正な政務調査費の存在が認められた議員について(1)に掲げる不適正な用途等を是正させ、及び必要に応じて当該不適正な用途等に係る政務調査費の返還をさせる措置を講ずることを勧告する。その措置状況については、平成18年10月31日を期限として回答すること。

## 2 本件請求の「不当な支出を是正させる措置をとること」について

### (1) 監査委員の判断

監査の結果、本件請求に理由があるものと認め、現行の政務調査費制度に、次の問題点があることを認める。

#### ア 精算及び監査

本来、精算行為は支出に係る証拠書類に基づいて行われるべきであるにもかかわらず、政務調査費については、議会事務局は証拠書類が添付されない収支報告書のみで精算手続きを行っている。その後、法に基づく監査委員の監査が行われるのであるが、議会事務局に証拠書類が提出されていないことから、実質的な監査はできず、その結果として、県民に代わって行われるべき監査委員の監査がなされないまま政務調査費の決算額が確定してしまう。

政務調査費については、その透明性を高めるため、平成16年6月25日に交付条例が改正され、議員に領収書等の証拠書類を代表監査委員に提出することを義務付け、代表監査委員が政務調査費の使用の状況を調査し、その調査の結果を知事に報告することとされた。しかし、この交付条例に基づく調査は、法に基づく監査委員の監査とは違い、総務部職員を特別調査員に任命し、これの補助により実施されており、主に用途が政務調査費として適正かどうかという点を点検しているものであり、財務監査のような詳細な確認は行われていない。仮に不適正な支出が発見されても規定がないため、返還等の是正手続きができない状況にある。

政務調査活動に係る旅費（交通費、宿泊費等）の領収書の取扱いについては、「旅費の証拠書類の取扱いについて」に基づいて行われているところである。しかし、その取扱いは、定額支出としていながら実費の領収書が添付されているという事例が見受けられるなど、議員ごとに異なっている。

#### イ 用途及び周知

現在、政務調査費に係る取扱いを定めた文書としては、すべての議員に配布されている「ガイドライン」等の4件がある。(第4の2の(1)のイ参照)

しかし、これらの文書には、次のような問題点があると思われる。

- (ア) 共通経費（政務調査活動とその他の議員活動等のそれぞれに必要なと思われる経費）のあん分に係る具体的な考え方が定められていないこと。
- (イ) 政務調査費の対象外経費として必ずしも明確となっていないものがあること。
- (ウ) 政務調査費に係る取扱いを定めた4件の文書が統一性を保っていないため、見る者にとって分かりづらく、必ずしも理解しやすい内容となっていないこと。
- (エ) 政務調査費に係る取扱いを定めた4件の文書については、議員への周知が必ずしも十分ではなかったと思われること。

## (2) 勧告

政務調査費の適正執行の観点から、不適正な用途への充当を是正させるための措置が必要であると判断し、鳥取県知事及び鳥取県議会議長に対し、次のとおり勧告する。その措置状況については、平成18年10月31日を期限として回答すること。

### ア 政務調査費の精算手続き等の見直しに及びこれに伴う交付条例等の改正

- (ア) 議員は、収支報告書を提出する場合には、出納簿、領収書、県外及び国外に係る旅行の報告書等の証拠書類を添付して議会事務局に提出することとすること。

なお、旅行における証拠書類の取扱いについては、交通費、宿泊費等の領収書を整備して実費を支出する場合、収支報告書又は出納簿に調査内容等を記載して旅費規程に準じた額を支出する場合、さらにこれらを併用する場合の3通りの取扱いがあることから、これらを整理し、明確にすること。

- (イ) 議会事務局は、(ア)に基づいて政務調査費の精算を行うこととすること。
- (ウ) (イ)により、監査委員が毎年の定期監査において政務調査費に係る監査を行うことができることとなるため、現行の代表監査委員の調査を廃止すること。

### イ 「政務調査費の用途に係る取扱指針」の作成と議員への周知徹底

鳥取県知事及び鳥取県議会議長は、政務調査費の対象外経費の再検討を含め、政務調査費の用途や手続き等を体系化した「政務調査費の用途に係る取扱指針」（仮称）を作成し、用途、手続等を更に明確にし、すべての議員に対して周知徹底すること。

## 第4 総括的意見

政務調査費は、法及び交付条例に基づき、「議員の調査研究に資するための必要な経費」として交付されるものであり、その経費は、1人当たり年間300万円（限度額）と多額なものとなっている。

政務調査費は、議員の調査研究活動の実態に応じ、交付の必要性及び用途の対象について十分に検討して執行されるべきものとする。

したがって、その用途については、県民に対して透明性を確保されるとともに、議員自らが説明責任を果たされるよう配慮されるべきである。

今後、政務調査費に係る新しいチェックの仕組みが速やかに構築され、一層の透明性のもとで、政務調査費が本来の目的に添って有効に活用され、各議員の調査研究の成果が県政に一層反映されるよう強く望むものである。

別紙

平成16年度政務調査費に係る不適正な用途等の額の一覧 (その1)

(単位：円)

| NO | 氏 名    | 議長に提出した収支報告書に記載された政務調査費を充てた支出の総額 (A) | 監査委員が認めたと不適正な政務調査費の額 (B) | 監査委員が認めた用途等が不適正な用途等の額の内訳 |                  |             |                    | 監査委員が確認した収支報告書に記載すべきと考えられる額 (A) - (B) = (C) | 県から交付された政務調査費の額 (D) | 返還を要する政務調査費の額 (D) - (C) | 備 考 |
|----|--------|--------------------------------------|--------------------------|--------------------------|------------------|-------------|--------------------|---|---------------------|-------------------------|-----|
|    |        |                                      |                          | 滞在費等との用途の重複              | イ 政務調査費の対象外経費の支出 | ウ 過年度の経費の支出 | エ その他 (収支報告の記載誤り等) |   |                     |                         |     |
| 1  | 前田 宏   | 3,211,433                            | 0                        |                          |                  |             |                    | (A)に同じ                                      | 3,000,000           |                         |     |
| 2  | 中尾 享   | 3,590,525                            | 27,077                   |                          | 20,000           | 1,596       | 5,481              | 3,563,448                                   | 3,000,000           |                         |     |
| 3  | 尾崎 薫   | 3,574,311                            | 16,107                   | 1,420                    | 3,105            |             | 11,582             | 3,558,204                                   | 3,000,000           |                         |     |
| 4  | 銀杏 泰利  | 2,744,207                            | 0                        |                          |                  |             |                    | (A)に同じ                                      | 2,744,207           |                         |     |
| 5  | 小玉 正猛  | 3,092,707                            | 0                        |                          |                  |             |                    | (A)に同じ                                      | 3,000,000           |                         |     |
| 6  | 浜崎 芳宏  | 2,306,199                            | 0                        |                          |                  |             |                    | (A)に同じ                                      | 2,306,199           |                         |     |
| 7  | 広田 喜代治 | 2,095,936                            | 0                        |                          |                  |             |                    | (A)に同じ                                      | 2,095,936           |                         |     |
| 8  | 藤縄 喜和  | 3,088,503                            | 317                      |                          |                  |             | 317                | 3,088,186                                   | 3,000,000           |                         |     |
| 9  | 前田 八壽彦 | 4,376,642                            | 0                        |                          |                  |             |                    | (A)に同じ                                      | 3,000,000           |                         |     |
| 10 | 山田 幸夫  | 2,874,887                            | 0                        |                          |                  |             |                    | (A)に同じ                                      | 2,874,887           |                         |     |
| 11 | 稲田 寿久  | 3,084,013                            | 21,785                   | 21,785                   |                  |             |                    | 3,062,228                                   | 3,000,000           |                         |     |
| 12 | 鍵谷 純三  | 3,201,203                            | 13,120                   | 13,120                   |                  |             |                    | 3,188,083                                   | 3,000,000           |                         |     |
| 13 | 斉木 正一  | 2,992,921                            | 13,595                   | 13,595                   |                  |             |                    | 2,979,326                                   | 2,992,921           | 13,595                  |     |
| 14 | 長岡 和好  | 3,027,841                            | 31,148                   | 30,600                   | 458              |             | 90                 | 2,996,693                                   | 3,000,000           | 3,307                   |     |
| 15 | 浜田 妙子  | 3,836,610                            | 31,016                   | 31,016                   |                  |             |                    | 3,805,594                                   | 3,000,000           |                         |     |
| 16 | 廣江 式   | 3,158,578                            | 60,274                   |                          |                  |             | 60,274             | 3,098,304                                   | 3,000,000           |                         |     |
| 17 | 松田 一三  | 3,207,919                            | 17,800                   | 17,800                   |                  |             |                    | 3,190,119                                   | 3,000,000           |                         |     |
| 18 | 湯原 俊二  | 3,090,931                            | 0                        |                          |                  |             |                    | (A)に同じ                                      | 3,000,000           |                         |     |
| 19 | 伊藤 美都夫 | 3,050,961                            | 16,707                   |                          |                  |             | 16,707             | 3,034,254                                   | 3,000,000           |                         |     |
| 20 | 興治 英夫  | 3,111,253                            | 0                        |                          |                  |             |                    | (A)に同じ                                      | 3,000,000           |                         |     |

(注) (1) 「監査委員が認めた用途等が不適正な政務調査費の額」の中には、明らかに政務調査費の対象外となるべきもののほかに、議員から除外する旨の申し出があつたものも含む。

(2) 「滞在費等」とは、議会の会期中や常任委員会開催時に支払われる滞在費 (この経費には当日の移動経費、日当、宿泊費を含む。) 及び議員が議会用務の前日に宿泊する場合に支払われる前泊旅費並びに常任委員会の視察等の場合に支払われる出張旅費をいう。なお、滞在費については、平成17年度から応招旅費として改定されている。

平成16年度政務調査費に係る不適正な用途等の額の一覧 (その2)

(単位：円)

| NO | 氏 名   | 議長に提出した収支報告書に記載された政務調査費を充てた支出の総額 (A) | 監査委員が認めたと不適正な政務調査費の額 (B) | 監査委員が認めた用途等が不適正な用途等の内訳 |                  |             |                    | 監査委員が確認した収支報告書に記載すべきと考えられる額 (A) - (B) = (C) | 県から交付された政務調査費の額 (D) | 返還を要する政務調査費の額 (D) - (C) | 備 考 |
|----|-------|--------------------------------------|--------------------------|------------------------|------------------|-------------|--------------------|---|---------------------|-------------------------|-----|
|    |       |                                      |                          | ア 滞在費等の用途の重複           | イ 政務調査費の対象外経費の支出 | ウ 過年度の経費の支出 | エ その他 (収支報告の記載誤り等) |   |                     |                         |     |
| 21 | 杉根 修  | 3,151,441                            | 5,470                    | 5,470                  |                  |             |                    | 3,145,971                                   | 3,000,000           |                         |     |
| 22 | 石黒 豊  | 3,076,227                            | 0                        |                        |                  |             |                    | (A)に同じ                                      | 3,000,000           |                         |     |
| 23 | 安田 優子 | 3,011,704                            | 33,519                   | 33,519                 |                  |             |                    | 2,978,185                                   | 3,000,000           | 21,815                  |     |
| 24 | 野田 修  | 3,521,422                            | 288,539                  | 8,534                  |                  | 280,005     |                    | 3,232,883                                   | 3,000,000           |                         |     |
| 25 | 山口 享  | 2,897,308                            | 0                        |                        |                  |             |                    | (A)に同じ                                      | 2,897,308           |                         |     |
| 26 | 山根 英明 | 3,131,546                            | 0                        |                        |                  |             |                    | (A)に同じ                                      | 3,000,000           |                         |     |
| 27 | 米井 悟  | 3,111,127                            | 16,300                   | 16,300                 |                  |             |                    | 3,094,827                                   | 3,000,000           |                         |     |
| 28 | 鉄永 幸紀 | 2,833,171                            | 0                        |                        |                  |             |                    | (A)に同じ                                      | 2,833,171           |                         |     |
| 29 | 初田 勲  | 3,033,176                            | 303,025                  | 165,890                | 137,135          |             |                    | 2,730,151                                   | 3,000,000           | 269,849                 |     |
| 30 | 石村 祐輔 | 2,638,834                            | 0                        |                        |                  |             |                    | (A)に同じ                                      | 2,638,834           |                         |     |
| 31 | 伊藤 保  | 3,480,899                            | 21                       | 21                     |                  |             |                    | 3,480,878                                   | 3,000,000           |                         |     |
| 32 | 藤井 省三 | 3,009,762                            | 0                        |                        |                  |             |                    | (A)に同じ                                      | 3,000,000           |                         |     |
| 33 | 横山 隆義 | 4,096,262                            | 187,000                  | 158,000                | 29,000           |             |                    | 3,909,262                                   | 3,000,000           |                         |     |
| 34 | 上村 忠史 | 3,673,523                            | 63,420                   | 35,000                 | 28,420           |             |                    | 3,610,103                                   | 3,000,000           |                         |     |
| 35 | 小谷 茂  | 3,101,778                            | 101                      |                        |                  | 101         |                    | 3,101,677                                   | 3,000,000           |                         |     |
| 36 | 福間 裕隆 | 3,190,265                            | 7,297                    | 7,297                  |                  |             |                    | 3,182,968                                   | 3,000,000           |                         |     |
| 37 | 生田 秀正 | 3,078,100                            | 0                        |                        |                  |             |                    | (A)に同じ                                      | 3,000,000           |                         |     |
| 38 | 内田 博長 | 3,143,256                            | 47,007                   | 45,267                 | 1,740            |             |                    | 3,096,249                                   | 3,000,000           |                         |     |
|    | 合 計   | 119,897,381                          | 1,200,645                | 446,613                | 348,879          | 30,596      | 374,557            | 118,696,736                                 | 111,383,463         | 308,566                 |     |

(注) (1) 「監査委員が認めた用途等が不適正な政務調査費の額」の中には、明らかに政務調査費の対象外となるべきもののほかに、議員から除外する旨の申し出があつたものも含む。

(2) 「滞在費等」とは、議会の会期中や常任委員会開催時に支払われる滞在費 (この経費には当日の移動経費、日当、宿泊費を含む。) 及び議員が議会用務の前日に宿泊する場合に支払われる前泊旅費並びに常任委員会前泊旅費をいう。なお、滞在費については、平成17年度から応招旅費として改定されている。

